

個人情報保護研修テキスト 2018年

～個人情報保護の重要性、漏洩等防止と個人情報保護に関する法令違反のリスクについて～

2018年 3月
株式会社シグマスタッフ

日頃より当社の派遣・業務スタッフとしてご就業いただき御礼申し上げます。
この書面は、個人情報保護に関する理解を深めるためのご案内です。ご参考ください。

個人情報とは？

「個人情報」とは、(生存する)個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるものです。(個人情報保護法第2条1項)

つまり、個人に関する情報であつて特定の個人を識別できるもの(個人を特定し得る個人に関する情報)です。

＜個人情報に該当する例＞

- ◆ 「氏名」、「生年月日」、「性別」、「住所」、「家族構成」、「学歴」、「職歴」、「身長・体重」、「血液型」など。
- ◆ 文字情報だけでなく、映像、写真、音声等のデジタルデータも対象になります。
(防犯カメラに記録された写真・動画、メールアドレスなど)
- ◆ 個人の商品や役務の購買・貸出履歴、視聴履歴、位置情報等

- ◆ 個人の生体情報をデータ化したもの
(指紋認証データ、顔認証データ、虹彩、声紋、歩き方、遺伝子データ等)
- ◆ 個人に提供される符号等
(携帯電話番号、旅券番号、運転免許証番号、クレジットカード番号、
基礎年金番号、マイナンバー、住民票コード、個人の保険証券番号など)

これらも**個人情報**です。(この部分は特に「**個人識別符号**」ともいいます)

個人情報に**該当しない例**

- 法人等の団体そのものに関する情報(団体情報)、特定の個人を識別できない統計情報など。

特定の機微な個人情報(要配慮個人情報)とは？

個人の社会生活に影響する可能性などを考慮し、特に取扱いに注意が求められている個人情報です。

＜特定の機微な個人情報の例＞

- 思想、信条、宗教に関する事、● 人種、民族、本籍地、精神障害、犯罪歴等社会的差別の原因となる事
- 勤労者の団体交渉等 ● 政治的権利行使・行動 ● 保健医療等(病歴)
- ◆ 「特定の機微な個人情報」の取扱いの原則は、「取得、利用、提供を行わない」(禁止)です。
- ◆ ただし、業務上必要で本人の同意を得た場合や**例外(法令に基づく場合、人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある)**場合は、特定の機微な個人情報を取扱っても問題ありません。

匿名加工情報とは？

2017年5月30日全面施行された改正個人情報保護法で定められた考え方で、個人情報に対して法令等が定める基準に基づき匿名化の加工処理を行い、個人が特定されないよう加工した情報を「匿名加工情報」といいます。

「匿名加工情報」は、個人情報として復元できないよう加工されたもので、「**個人情報**」ではありません。

- ★ 「匿名加工情報」を作成するために**削除した記述等、個人識別符号や基準に基づき行った具体的な加工方法や削除した項目データ等(「加工方法等情報」)**について、**安全管理措置が必要**です。

個人情報データベース等提供罪

2017年5月30日施行された改正個人情報保護法で新設された罰則です。個人情報取扱事業者の役員・従業員が、業務で取扱った個人情報データベース等を自己もしくは第三者の不正な利益を図る目的で提供又は盗用したときは、1年以下の懲役または50万円以下の罰金が適用されます。(改正個人情報保護法第83条)

個人番号（マイナンバー）とは？

個人番号（マイナンバー）は、国民一人ひとりに付与される12桁の番号。マイナンバーは個人情報でもありません。マイナンバー法（2015年10月5日施行）に基づき、住民票を有する国内に住む国民全員と長期滞在する外国人に個人番号（マイナンバー）が付与されました。2016年1月から3つの分野（社会保障、税、災害対策）の行政手続で利用されています。

マイナンバーは、利用目的が法令により限定されており、たとえ本人に同意を得たとしても法令で定めた利用目的を超えて利用することはできません。マイナンバーに関しては、不正な取得や売買等を行った当事者に対して罰則があります。（個人番号関連事務従事者が正当な理由なく個人番号を提供した場合4年以下の懲役又は200万円以下の罰金）また、改正マイナンバー法2015年が施行される2018年からは利用範囲が拡大します。（金融分野（預貯金口座）、医療分野（特定健康診査情報の管理、予防接種履歴等）等）

個人情報保護法が定める遵守事項①

（利用目的の特定と目的外利用の禁止）



- （利用目的の特定） 個人情報を取り扱うに当たっては、利用目的をできる限り具体化しなければならない。
- （利用目的による制限） 本人の同意を得ないで、利用目的の範囲を超えて個人情報を取扱ってはならない。

個人情報保護法が定める遵守事項②（第三者提供の制限）

人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合などの例外を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を第三者に提供してはならない。

- ◆社員の在籍確認への回答は、第三者提供と見なされます。
- ◆第三者提供には、書類の持ち出しだけでなく、書面・画面を閲覧させること、メール・FAX送信、口頭で伝える、ブログ、ツイッター、LINE、FacebookなどSNS書き込みなどの手段も含まれます。SNS等利用含め、企業や個人が特定される情報や現場の出来事等の書き込みは行わないようにしましょう。
- ★第三者が出入りするエレベータ内や通路、食堂等での不用心な会話からの情報漏えいにも注意しましょう。

個人情報保護法が定める遵守事項③（安全管理措置）

取扱う個人情報の紛失、漏えい、盗難、滅失等を防止のため、適切な安全管理措置を行わなければならない。
＜安全管理措置の実施例＞ ・施錠棚での書類保管 ・パソコン利用時のログイン認証（ID・パスワード）
・サーバのセキュリティ対策 ・携帯電話のセキュリティ対策（紛失防止、オートロック等）

- ★ ランサムウェア（感染すると金銭を要求する不正プログラム）に注意！
ランサムウェアは通称「身代金ウイルス」と呼ばれる不正プログラムで、これに感染するとコンピュータの利用ができなくなり、被害者に金銭を要求する画面が強制的に表示されます。迷惑メールの添付ファイルをクリックすることで感染するケースが多く、パソコンだけでなく携帯端末でも被害が発生しています。
- ★標的型メール攻撃（特定の企業等を対象にウイルス添付メールを大量に送りつける攻撃。企業等の情報窃取などが主目的）が著しく増加しています。

個人情報漏洩等の当事者になってしまった場合の責任

～ 法令による罰則等の責任が問われる ～

- ・2017年5月30日改正個人情報保護法施行 個人情報データベース等提供罪など。
- ・不正競争防止法違反 会社の顧客情報を不正取得、競合会社に渡した場合など。
- ・刑法違反 窃盗や業務上横領など（会社の重要情報や顧客情報を勝手に持ち出す行為等）。
- ・不正アクセス禁止法違反 ID・パスワード等を不正取得・不正使用等には刑事罰適用。

